

「市町村等の意見を聴かなければならない」「市町村等は意見を申し出ることができる」法令一覧（2023年5月29日現在）計47件

（国は）市町村等の意見を聴かなければならない…24件

- | | |
|---|--|
| 1. 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法施行令 | 15. 土地区画整理法 |
| 2. 道路法 | 16. 大規模災害からの復興に関する法律施行令 |
| 3. 河川法 | 17. 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令 |
| 4. 海岸法 | 18. 福島復興再生特別措置法施行令 |
| 5. 石油コンビナート等災害防止法 | 19. 文化財保護法 |
| 6. 商工会議所法 | 20. 自然公園法 |
| 7. 商工会法 | 21. 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 |
| 8. 森林法 | 22. 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 |
| 9. 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律 | 23. 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法 |
| 10. 公害健康被害の補償等に関する法律 | 24. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 |
| 11. 都市再生特別措置法 | |
| 12. 農業経営基盤強化促進法 | |
| 13. 国家戦略特別区域法 | |
| 14. 広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律 | |

（国は）都道府県の意見を聴かなければならない。関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、市町村等の意見を聴かなければならない…8件

- | | |
|-------------------|--|
| 1. 河川法施行令 | 6. 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 |
| 2. 大規模地震対策特別措置法 | 7. 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 |
| 3. 活動火山対策特別措置法 | 8. 首都直下地震対策特別措置法 |
| 4. 石油コンビナート等災害防止法 | |
| 5. 気象業務法 | |

（国に）市町村等は意見を申し出ることができる…11件

- | | |
|--|----------------------------------|
| 1. 有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法道路法 | 7. 空港法 |
| 2. 北海道開発法 | 8. 民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律 |
| 3. 地方財政法 | 9. 児童手当法 |
| 4. 地方交付税法 | 10. 平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律 |
| 5. 消防法 | 11. 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法 |
| 6. 石油パイプライン事業法 | |

（国は）全国的連合組織の意見を聴かなければならない（申し出ることができる）…4件

- | | |
|---------------------------|----------------|
| 1. 地方自治法 | 3. 地方公共団体金融機構法 |
| 2. 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律 | 4. デジタル社会形成基本法 |

※「Reiki-Base 検索システム」より作成

(国は) 市町村等の意見を聴かなければならない…24 件

法令一覧

No.	法令名称	制定年月日	種別番号
1	沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法施行令	昭和52年9月8日	政令第260号
	本則 <u>第1条(位置境界不明地域の指定)</u> <u>第1条第2項</u> 内閣総理大臣又は防衛大臣(以下「実施機関の長」という。)は、前項の指定をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣、沖縄県知事及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。		
2	道路法	昭和27年6月10日	法律第180号
	本則 <u>第39条の2(入札対象施設等の入札占用指針)</u> <u>第39条の2第6項</u> 道路管理者(市町村である道路管理者を除く。)は、入札占用指針を定め、又はこれを変更しようとする場合においては、あらかじめ、当該入札占用指針に定めようとする第二項第二号の場所の存する市町村を統括する市町村長の意見を聴かなければならない。		
3	河川法	昭和39年7月10日	法律第167号
	本則 <u>第16条の2(河川整備計画)</u> <u>第16条の2第5項</u> 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。		
4	海岸法	昭和31年5月12日	法律第101号
	本則 <u>第14条の2(操作規則)</u> <u>第14条の2第3項</u> 海岸管理者は、第一項の操作規則を定めようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。 <u>第14条の3(操作規程)</u> <u>第14条の3第3項</u> 海岸管理者は、第一項の操作規程を承認しようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。		
5	石油コンビナート等災害防止法	昭和50年12月17日	法律第84号
	本則 <u>第19条の2(広域共同防災組織)</u> <u>第19条の2第2項</u>		

No.	法令名称	制定年月日	種別番号
	<p>主務大臣は、前項の区域を定める政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かななければならない。</p> <p><u>第38条(特別防災区域の指定)</u></p> <p>主務大臣は、第二条第二号の区域を指定する政令の制定又は改正の立案をしようとするときは、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かななければならない。</p>		
6	商工会議所法	昭和28年8月1日	法律第143号
	<p>本則</p> <p><u>第27条(設立の認可)</u></p> <p><u>第27条第3項</u></p> <p>経済産業大臣は、第一項の認可(第八条第三項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする商工会議所の設立に係るものに限る。)をする場合には、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かななければならない。</p>		
7	商工会法	昭和35年5月20日	法律第89号
	<p>本則</p> <p><u>第23条(設立の認可)</u></p> <p><u>第23条第3項</u></p> <p>経済産業大臣は、第一項の認可(第七条第二項の規定により市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とする商工会の設立に係るものに限る。)をする場合には、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かななければならない。</p>		
8	森林法	昭和26年6月26日	法律第249号
	<p>本則</p> <p><u>第7条の2(国有林の地域別の森林計画)</u></p> <p><u>第7条の2第5項</u></p> <p>森林管理局長は、前項において準用する第六条第一項の縦覧期間満了後、当該森林計画の案について、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かななければならない。</p>		
9	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律	平成12年6月7日	法律第117号
	<p>本則</p> <p><u>第21条(最終処分施設の保護)</u></p> <p><u>第21条第2項</u></p> <p>経済産業大臣は、前項の保護区域(以下単に「保護区域」という。)の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該区域を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴かななければならない。</p>		
10	公害健康被害の補償等に関する法律	昭和48年10月5日	法律第111号
	<p>本則</p> <p><u>第2条(地域及び疾病の指定)</u></p> <p><u>第2条第4項</u></p> <p>環境大臣は、前三項の規定に基づく政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、中央環境審議会並びに関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聴かななければならない。</p>		
11	都市再生特別措置法	平成14年4月5日	法律第22号

No.	法令名称	制定年月日	種別番号
	<p>本則</p> <p><u>本則</u></p> <p><u>第21条(民間都市再生事業計画の認定基準等)</u></p> <p><u>第21条第2項</u></p> <p>国土交通大臣は、計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。</p> <p><u>第64条(民間都市再生整備事業計画の認定基準等)</u></p> <p><u>第64条第2項</u></p> <p>国土交通大臣は、整備事業計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。</p> <p><u>第68条(地位の承継)</u></p> <p><u>第68条第2項</u></p> <p>国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。</p> <p><u>第100条(地位の承継)</u></p> <p><u>第100条第2項</u></p> <p>国土交通大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、計画作成市町村の意見を聴かなければならない。</p>		
	農業経営基盤強化促進法	昭和55年5月28日	法律第65号
12	<p>本則</p> <p><u>第13条の2(数市町村にわたる事項の処理等)</u></p> <p><u>第13条の2第3項</u></p> <p>農林水産大臣及び都道府県知事は、第一項の規定により第十二条第一項の認定(前条第一項の規定による変更の認定を含む。以下この条において同じ。)をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該二以上の同意市町村の意見を聴かなければならない。</p>		
	国家戦略特別区域法	平成25年12月13日	法律第107号
13	<p>本則</p> <p><u>第2条(定義等)</u></p> <p><u>第2条第6項</u></p> <p>内閣総理大臣は、第一項の政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ、国家戦略特別区域諮問会議及び関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。</p> <p><u>第6条(区域方針)</u></p> <p><u>第6条第3項</u></p> <p>内閣総理大臣は、区域方針を定めようとするときは、国家戦略特別区域諮問会議及び関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。</p>		
	広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律	平成19年5月18日	法律第52号
14	<p>本則</p> <p><u>第12条(地位の承継)</u></p> <p><u>第12条第2項</u></p>		

No.	法令名称	制定年月日	種別番号
	国土交通大臣は、前項の承認をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。		
15	土地区画整理法 本則 第119条(地方公共団体の分担金) 第119条第2項 都道府県知事又は国土交通大臣は、前項の規定により、利益を受ける市町村又は地方公共団体に対し、土地区画整理事業に要する費用の一部を負担させようとする場合においては、あらかじめ、当該市町村又は地方公共団体の意見を聴かなければならない。	昭和29年5月20日	法律第119号
16	大規模災害からの復興に関する法律施行令 本則 第17条(特定災害復旧等道路工事に係る権限の代行) 第17条第4項 国土交通大臣は、法第四十六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第二十四号、第三十二号又は第三十四号(いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。)に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該被災地方公共団体の意見を聴かなければならない。	平成25年8月19日	政令第237号
17	東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律施行令 本則 第8条(特定災害復旧等道路工事に係る権限の代行) 第8条第4項 国土交通大臣は、法第六条第三項の規定により同条第一項の被災地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第二十四号、第三十二号又は第三十四号(いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。)に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該被災地方公共団体の意見を聴かなければならない。	平成23年4月29日	政令第114号
18	福島復興再生特別措置法施行令 本則 第7条(復興道路工事に係る権限の代行) 第7条第4項 国土交通大臣は、法第十二条第三項の規定により同条第一項の地方公共団体に代わって道路法施行令第四条第一項第二十四号、第三十二号又は第三十四号(いずれも協定の締結に係る部分に限る。次項において同じ。)に掲げる権限を行おうとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の意見を聴かなければならない。	平成24年3月31日	政令第115号
19	文化財保護法 本則 第96条(遺跡の発見に関する届出、停止命令等) 第96条第3項	昭和25年5月30日	法律第214号

No.	法令名称	制定年月日	種別番号
	文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。		
20	自然公園法	昭和32年6月1日	法律第161号
	本則 <u>第57条(地方公共団体の負担)</u> <u>第57条第2項</u> 前項の規定により国立公園事業の執行に要する費用の一部を地方公共団体に負担させようとする場合においては、国は、当該地方公共団体の意見を聴かなければならない。		
21	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	平成14年7月12日	法律第88号
	本則 <u>第28条(鳥獣保護区)</u> <u>第28条第3項</u> 環境大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又はその変更をしようとするとき(変更にあつては、鳥獣保護区の区域を拡張するときに限る。次項から第六項までにおいて同じ。)は、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。		
22	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	平成4年6月5日	法律第75号
	本則 <u>第36条(生息地等保護区)</u> <u>第36条第4項</u> 環境大臣は、指定をし、又はその変更をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中央環境審議会及び関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。		
23	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法	平成23年8月30日	法律第110号
	本則 <u>第11条(汚染廃棄物対策地域の指定)</u> <u>第11条第2項</u> 環境大臣は、汚染廃棄物対策地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。 <u>第13条(対策地域内廃棄物処理計画)</u> <u>第13条第3項</u> 環境大臣は、対策地域内廃棄物処理計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。 <u>第25条(除染特別地域の指定)</u> <u>第25条第3項</u>		

No.	法令名称	制定年月日	種別番号
	<p>環境大臣は、除染特別地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。</p> <p><u>第28条(特別地域内除染実施計画)</u></p> <p><u>第28条第3項</u></p> <p>環境大臣は、特別地域内除染実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。</p> <p><u>第32条(汚染状況重点調査地域の指定)</u></p> <p><u>第32条第3項</u></p> <p>環境大臣は、汚染状況重点調査地域を指定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。</p>		
24	<p>海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律</p> <p>本則</p> <p><u>第43条の5(排出油等防除計画)</u></p> <p><u>第43条の5第3項</u></p> <p>海上保安庁長官は、第一項の規定により排出油等防除計画を作成しようとするときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。これを修正しようとするときも、同様とする。</p>	昭和45年12月25日	法律第136号

(国は) 都道府県の意見を聴かなければならない。関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、市町村等の意見を聴かなければならない… 8 件

法令一覧

No.	法令名称	制定年月日	種別番号
1	河川法施行令	昭和40年2月11日	政令第14号
	本則 <u>第10条の4(関係都道府県知事等の意見の聴取等)</u> <u>第10条の4第2項</u> 前項の場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。		
2	大規模地震対策特別措置法	昭和53年6月15日	法律第73号
	本則 <u>第3条(地震防災対策強化地域の指定等)</u> <u>第3条第3項</u> 内閣総理大臣は、第一項の規定による強化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。		
3	活動火山対策特別措置法	昭和48年7月24日	法律第61号
	本則 <u>第3条(火山災害警戒地域)</u> <u>第3条第2項</u> 内閣総理大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、中央防災会議及び関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。		
4	石油コンビナート等災害防止法	昭和50年12月17日	法律第84号
	本則 <u>第5条(新設の届出等)</u> <u>第5条第4項</u> 主務大臣は、第一項の規定による届出に係る第一種事業所の新設に関する計画について、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、関係市町村長の意見を聴かなければならない。		
5	気象業務法	昭和27年6月2日	法律第165号
	本則 <u>第13条の2</u> <u>第13条の2第2項</u> 気象庁は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとする		

No.	法令名称	制定年月日	種別番号
	ときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。		
6	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法	平成14年7月26日	法律第92号
	<p>本則</p> <p><u>第3条(南海トラフ地震防災対策推進地域の指定等)</u></p> <p><u>第3条第4項</u></p> <p>内閣総理大臣は、第一項の規定による推進地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係都府県の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都府県が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村の意見を聴かなければならない。</p> <p><u>第10条(南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定等)</u></p> <p><u>第10条第4項</u></p> <p>内閣総理大臣は、第一項の規定による特別強化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係都府県の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都府県が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村の意見を聴かなければならない。</p>		
7	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法	平成16年4月2日	法律第27号
	<p>本則</p> <p><u>第3条(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域の指定等)</u></p> <p><u>第3条第4項</u></p> <p>内閣総理大臣は、第一項の規定による推進地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係都道府県の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都道府県が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村の意見を聴かなければならない。</p> <p><u>第9条(日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域の指定等)</u></p> <p><u>第9条第4項</u></p> <p>内閣総理大臣は、第一項の規定による特別強化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係都道府県の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都道府県が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村の意見を聴かなければならない。</p>		
8	首都直下地震対策特別措置法	平成25年11月29日	法律第88号
	<p>本則</p> <p><u>第3条(首都直下地震緊急対策区域の指定等)</u></p> <p><u>第3条第3項</u></p> <p>内閣総理大臣は、第一項の規定による緊急対策区域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係する都県の意見を聴かなければならない。この場合において、当該都県が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係する市町村の意見を聴かなければならない。</p>		

(国に) 市町村等は意見を申し出ることができる…11件

法令一覧

No.	法令名称	制定年月日	種別番号
1	有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法 本則 <u>第4条(基本方針)</u> 第4条第4項 関係地方公共団体は、基本方針に関し、内閣総理大臣に対し、意見を申し出ることができる。	平成28年4月27日	法律第33号
2	北海道開発法 本則 <u>第3条(関係地方公共団体の意見の申出等)</u> 第3条第1項 関係地方公共団体は、開発計画に関し、内閣に対して意見を申し出ることができる。	昭和25年5月1日	法律第85号
3	地方財政法 本則 <u>第17条の2(地方公共団体の負担金)</u> 第17条の2第3項 地方公共団体は、前項の通知を受けた場合において負担金の予定額に不服があるときは、総務大臣を経由して、内閣に対し意見を申し出ることができる。 <u>第20条の2(支出金の算定又は支出時期等に関する意見書の提出)</u> 第20条の2第1項 国の支出金又は前条の国の負担に属する支出金の算定、支出時期、支出金の交付に当つて附された条件その他支出金の交付に当つてされた指示その他の行為について不服のある地方公共団体は、総務大臣を経由して内閣に対し意見を申し出、又は内閣を経由して国会に意見書を提出することができる。	昭和23年7月7日	法律第126号
4	地方交付税法 本則 <u>第17条の4(交付税の額の算定方法に関する意見の申出)</u> 第17条の4第1項 地方団体は、交付税の額の算定方法に関し、総務大臣に対し意見を申し出ることができる。この場合において、市町村にあつては、当該意見の申出は、都道府県知事を経由してしなければならない。	昭和25年5月30日	法律第120号
5	消防法 本則 <u>第11条第4項</u> 関係市町村長は、移送取扱所についての第一項第四号の規定による許可に関し、当該都道府県知事又は総務大臣に対し、意見を申し出ることができる。	昭和23年7月24日	法律第80号
6	石油パイプライン事業法 本則 <u>第3条(基本計画)</u> 第3条第5項 関係市町村長は、基本計画に関し、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。 <u>第5条(石油パイプライン事業の許可)</u> 第5条第6項	昭和47年6月26日	法律第38号

No.	法令名称	制定年月日	種別番号
	関係市町村長は、第一項の許可に関し、主務大臣に対し、意見を申し出ることができる。		
7	空港法 本則 <u>第3条(空港の設置及び管理に関する基本方針)</u> <u>第3条第5項</u> 関係地方公共団体は、基本方針に関し、国土交通大臣に対し、意見を申し出ることができる。	昭和31年4月20日	法律第118号
8	民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律 本則 <u>第3条(基本方針)</u> <u>第3条第4項</u> 関係地方公共団体は、基本方針に関し、国土交通大臣に対し、意見を申し出ることができる。	平成25年6月26日	法律第107号
9	児童手当法 本則 <u>第29条(報告等)</u> <u>第29条第2項</u> 都道府県知事及び市町村長は、前項の報告に際し、この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を円滑に行うために必要な事項について、地域の実情を踏まえ、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。	昭和46年5月27日	法律第81号
10	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律 本則 <u>第30条(報告等)</u> <u>第30条第2項</u> 都道府県知事及び市町村長は、前項の報告に際し、この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を円滑に行うために必要な事項について、地域の実情を踏まえ、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。	平成22年3月31日	法律第189号
11	平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法 本則 <u>第34条(報告等)</u> <u>第34条第2項</u> 都道府県知事及び市町村長は、前項の報告に際し、この法律の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を円滑に行うために必要な事項について、地域の実情を踏まえ、内閣総理大臣に対して意見を申し出ることができる。	平成23年8月30日	法律第24号

(国は) 全国的連合組織の意見を聴かなければならない(申し出ることができる) … 4件

法令一覧

No.	法令名称	制定年月日	種別番号
1	地方自治法 本則 第263条の3 都道府県知事若しくは都道府県の議会の議長、市長若しくは市の議会の議長又は町村長若しくは町村の議会の議長が、その相互間の連絡を緊密にし、並びに共通の問題を協議し、及び処理するためのそれぞれの全国的連合組織を設けた場合においては、当該連合組織の代表者は、その旨を総務大臣に届け出なければならない。 2 前項の連合組織で同項の規定による届出をしたものは、地方自治に影響を及ぼす法律又は政令その他の事項に関し、総務大臣を経由して内閣に対し意見を申し出、又は国会に意見書を提出することができる。 3 内閣は、前項の意見の申出を受けたときは、これに遅滞なく回答するよう努めるものとする。 4 前項の場合において、当該意見が地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる国の施策に関するものであるときは、内閣は、これに遅滞なく回答するものとする。 5 各大臣は、その担任する事務に関し地方公共団体に対し新たに事務又は負担を義務付けると認められる施策の立案をしようとする場合には、第2項の連合組織が同項の規定により内閣に対して意見を申し出ることができるよう、当該連合組織に当該施策の内容となるべき事項を知らせるために適切な措置を講ずるものとする。	昭和22年4月17日	法律第67号
2	地方公共団体情報システムの標準化に関する法律 本則 第5条 第5条第4項 内閣総理大臣、総務大臣及び所管大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。)その他の関係者の意見を聴かなければならない。	令和3年5月19日	法律第40号
3	地方公共団体金融機構法 附則 第25条(検討) 第25条第2項 前項の規定による検討を行うに当たっては、総務大臣は、都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長及び町村議会の議長の全国的連合組織の意見を聴かなければならない。	平成19年5月30日	法律第64号
4	デジタル社会形成基本法 本則 第37条(デジタル社会の形成に関する重点計画の作成等) 第37条第5項 内閣総理大臣は、重点計画の案において、地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられる施策について定めようとするときは、当該施策について、都道府県知事、都道府県議会の議長、市長、市議会の議長、町村長又は町村議会の議長の全国的連合組織(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。)の意見を聴かなければならない。	令和3年5月19日	法律第35号